平

成二十七年

四

月

+

日

金曜日

第

二千六百三十

八

号

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

同 治 Щ

防

)二四四

同 砂

課) 二四一

) 二 四

課) 二四三

岐阜県告示第二百七十七号

告

示

ら保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣か

内容を告示する。

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古 田

| 三の一四 (国有林) 大野郡白川村大字福島字谷日面一三の八 (国有林。次の図に示す部分に限る。)、 解除予定保安林の所在場所

(都市政策課) 二四六

角

課) 二四五

(—)

(商業・金融課) 二四四

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(=)

解除の理由

 (\equiv)

指定理由の消滅

<u>-</u> 解除予定保安林の所在場所

大野郡白川村大字福島字谷日面一三の八 (国有林。次の図に示す部分に限る。)、

一三の一五 (国有林) 保安林として指定された目的

(=)

 (\equiv) 解除の理由

土砂の流出の防備

道路用地とするため

「次の図」は、 省略し、 その図面を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置い

岐 阜

県

公 報

毎週

(金曜日)

発行

平成二十七年四月十日

第2638号

岐阜県告示第二百七十九号

備え置いて縦覧に供する。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に

す る。

知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

Ξ

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

保安林として指定された目的

水源の涵養

飛驒市河合町大谷字深谷一〇五の四

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2

(=)

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

て縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百七十八号

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第

平成二十七年四月十日

古 田

岐阜県知事

立木の伐採の方法

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(=)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に 次のとおりとする。

岐阜県告示第二百八十号

知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古 田

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古 田

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市小川字小沢七八三の四六、七八三の四八、七八三の九四から七八三の九六ま

で、七八三の一〇九

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

主伐に係る伐採種は、定めない

備え置いて縦覧に供する。

下呂市小川字笹平七六四の三八、七六四の七七から七六四の八〇まで

岐阜県告示第二百八十一号

水源の涵養

変更後の指定施業要件

- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない
- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に

第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定(平成二十年岐 準用する同条第四項の規定により告示する 阜県告示第二百十三号)のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律

平成二十七年四月十日

岐

岐阜県知事 古 田

長	X
長石谷	域
	Ø
	名
	称
次上	指
(次の図に示すとおりとする)郡上市大和町島	定
ずとお	Ø
ان ان	X
<u> </u>	域
土 石流	類 自然現象の種 生原因となる 土砂災害の発
次の図に示すと	項 衝撃に関する事 建築物に作用す

所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務

(243)

岐阜県告示第二百八十二号

準用する同条第四項の規定により告示する。 岐阜県告示第四十五号) のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において 第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定 (平成二十五年 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古 田

滝	X
滝ヶ洞谷根後川	域
谷垣	Ø
後	名
	称
郡	X
上市白鳥町石徹白	域
局町石	Ø
徹白	所
	在
	地
次の図のとおり	関する事項に対する事項に
土石流	現象の種類原因となる自然

所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務

岐阜県告示第二百八十三号

用する同条第四項の規定により告示する。 岐阜県告示第百五号) のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準 第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定 (平成二十五年 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古 田

大洞	区
洞谷	域 の
	名
	称
郡	X
市美	域
市美並町大原	Ø
原	所
	在
	地
次の図のとおり	関する事項と対して、区域の表示及区域の表示及
土石流	現象の種類原因となる自然
	I

岐

所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」 は 省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、 岐阜県郡上土木事務

岐阜県告示第二百八十四号

項において準用する同条第四項の規定により告示する。 第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定(平成二十年岐 阜県告示第二百十三号)のうち次の区域の一部について指定を解除するので、同条第九 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古 田

おりとする。	壊 急傾斜地の崩	とする。)	(次の図に示すとおりとする。) 中上市大和町栗巣	(次の図に示すとお郡上市大和町栗巣	那	校郡上特別支援学	上特別
次の図に示すと	壊 急傾斜地の崩	とする。)	《次の図に示すとおりとする。 別上市大和町河辺	(次の図に示すとなる)	○ 郡	12	南小学校
項 衝撃に関する事 ると想定される 建築物に作用す	類 自然現象の種 生原因となる	域	Ø S	定	指	名 称	区 域 の

所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務

岐阜県告示第二百八十五号

岐阜県告示第百五十三号)のうち次の区域の一部について指定を解除するので、同条第 九項において準用する同条第四項の規定により告示する。 第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定(平成二十五年 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古 田

							ľ				ſ
急傾斜地の崩壊	次の図のとおり			戰	幡町	上市八幡町瀬取	郡		6	小瀬子 6	ماد
急傾斜地の崩壊	次の図のとおり			取	幡町瀬取	上市八	郡		5	小瀬子 5	.l.
急傾斜地の崩壊	次の図のとおり			取	幡町瀬取	上市八	郡		3	小瀬子3	,l,
現象の種類原因となる自然の発生	関する事項でれる衝撃になれる衝撃に	地	在	所	Ø	域	X	名 称	О	区 域	F

所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務

示

公

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第五項の規定により大規模**

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古 田

建物の名称及び所在地 株式会社フードセンター トミダヤ三田洞店 富田屋

届出者の氏名又は名称

=

岐阜市粟野東五丁目二三番地

Ξ 届出の理由

店舗面積の合計が千平方メートル以下となったため。

第二項の規定により本巣市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条 平成二十六年十二月一日から 作業期間 作業地域 同 二十七年二月二十八日まで 岐阜市琴塚一丁目、三丁目及び四丁目 公共測量の終了

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古 田

作業機関

作業種類

本巣市

公共測量 (道路台帳更新)

作業期間

平成二十六年五月二十六日から

同 二十七年三月二十日まで 作業地域

本巣市

公共測量の終了

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 第二項の規定により下呂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古 田

岐阜県知事 古 田

法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十 条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項の規定において準用する同

平成二十七年四月十日

関都市計画準防火地域

都市計画の種類及び名称

岐阜県都市建築部都市政策課及び関市建設部都市計画課

関都市計画の図書の縦覧

の縦覧に供する。 法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十 条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項の規定において準用する同

の縦覧に供する。 法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、 条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆 同法第二十

平成二十七年四月十日

岐阜県知事

古

田

都市計画の種類及び名称

縦覧場所 関都市計画用途地域

_

岐阜県都市建築部都市政策課及び関市建設部都市計画課

関都市計画の図書の縦覧

の縦覧に供する。

岐阜県知事 古

田

第2638号 公 報 (248) 岐 阜 県 平成27年4月10日 岐阜市薮田南二丁目一番一号

平成二十七年四月十日発行

発 発 行 行 所 者

庁 県

編

集

岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一 岐

阜 文 芸 社